

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和四年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（都市計画基本図修正）
- 二 測量の地域 川西町地内（全域）
- 三 測量の終了年月日 令和四年一月三十一日